

リーディングプロジェクト = 新たなまちづくりに向けた 変化や可能性を導き出す2つの施策



稼ぐ力の向上

企業誘致やデジタルの活用等により、雇用の創出と暮らしの充実を目指します。



交流人口の創出

町民・企業・行政等との連携強化や観光事業の充実化に取り組み、地域活性化を目指します。

将来像 ひと・自然・伝統「つなぐ。つながる。」

いちか『わ』みさと

市川三郷町に溢れるたくさんの魅力——
これらを守り、受け継ぎ、育んでいくものとして、

町民一人ひとりが想いを共有し融合する「和」、
出会いや発見に驚く「わっ」、
一つの「輪」となり、つないでいく、
そんな町を目指します。

目標人口

2020年
(令和2年)
14,700人

2034年
(令和16年)
11,974人



このままの推計では、
2034年(令和16年)に11,229人になる見込み

1. 産業とブランド力

経済の循環を意識した産業の活性化を図り、地域ブランド力の向上と、新しい風を生み出す取り組みを推進します

2. まなびと共生

環境を活かした教育を推進し、子どもから大人まで「まなび」続けることができる環境を整備します

3. 福祉と健康

それぞれの立場で思いやりを持って行動し、温もりのあるまちづくりを目指します

6本の基本目標を柱とした 施策を展開

4. 安全と安心

暮らしの中に安全を確保し、まち全体の備えることへの意識を向上させ、誰もが安心できる環境づくりを推進します

5. 住環境と 自然環境

自然と共存しながら快適で居心地よい暮らしができる環境の維持・充実を図っていきます

6. 協働と行政運営

住民のまちづくりへの協働・参画を推進し、さまざまな主体との連携強化に努めるとともに、風通しのよい行財政運営を推進します

市川三郷町第3次総合計画を策定しました

みんなの住む、このまちの未来

市川三郷町総合計画とは

総合計画は、今後10年の市川三郷町のありたい姿(将来像)や実現するための取り組みを示す、町政運営の最も基本となる計画であり、町の最上位計画です。

平成29年にスタートした第2次総合計画では、「にぎわいの創出」を重点施策に位置付け、取り組みを推進してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により急速に高まったデジタル化への需要や、本町で令和5年に発出した財政非常事態宣言に紐づく財政状況の改善に向けた抜本的・集中的な取り組み等に迅速に対応していくため、計画期間を2年短縮し、令和7年度を初年度とする第3次総合計画を策定しました。

第3次総合計画は、町の人口戦略プロジェクトである「第3次総合戦略」と「人口ビジョン」を内包しており、人口減少対策や地方創生にも一体的に取り組むことで、より新たな時代に対応した持続可能なまちづくりを目指すこととしています。

計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成しており、それぞれに役割があります。

基本構想

10年後(令和16年)の将来像や目指すまちの姿を明らかにし、達成するための6本の基本目標を定めています。

基本計画

基本構想の実現のために取り組む政策・施策の推進にあたっての基本的な考え方を示しています。基本計画は、5年ずつ前期と後期に分けて、内容を見直します。

実施計画

基本計画に基づく具体的な事業を、到達目標値とともに定めます。

※「第3次総合戦略」の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

未来を拓くまちづくり

計画の策定にあたっては令和5年10月に審議会を設置し、1年以上にわたりたくさんの議論を重ねてきました。

策定の過程では、住民ワークショップやアンケート調査、パブリックコメントなど、さまざまな手法により、多くの町民・関係者の皆さんからご意見をいただき、計画に反映しています。

皆さんの手で磨き上げられた第3次総合計画が目指すこれからのまちの姿は、決して行政の力だけでは成しえません。本町に関わるさまざまな人と手を取り、地域全体としてまちづくりに取り組んでいくことで、一人ひとりの生活がより充実した、魅力や希望が「つなぐ。つながる。」町を目指します。



▲住民ワークショップの様子

▼計画全体版はこちらから



町政推進課
055(272)1103

福祉課から 物価高騰重点支援給付金
住民税非課税世帯へ3万円が
給付されます

☎ 055-242-7057



対象世帯には3月上旬に案内を送付しました。詳しくはこちらから▶

◆対象世帯

①住民税均等割非課税世帯

令和6年12月13日時点において、本町に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税の世帯

⚠住民税が課税されている方に世帯全員が扶養されている場合は対象外です。

②配偶者やその他家族からの暴力等を理由に避難している方への支給について

配偶者やその他家族からの暴力等を理由に避難している方は、一定の要件を満たしている場合、物価高騰重点支援給付金をご自身が受給できます。

◆支給時期・申請方法

①住民税非課税世帯

対象となる世帯へ3月上旬に申請書類を送付しました。申請書に必要事項を記入し、同封の封筒で返送して下さい。

⚠令和6年度住民税未申告の方にもお送りしています。申告後課税となった場合は支給対象外となります。

②配偶者やその他家族からの暴力等を理由に避難している方

物価高騰重点支援給付金の手続きとは別に、申し出の手続きが必要となりますので、該当する方はお問い合わせ下さい。

町内事業者から購入する「はんこ」購入費の一部を助成します

【対象】町内に住所を有する方または町内に法人登記のある事業所のはんこ購入費
※この他にも対象の条件があります。詳しくはお問い合わせ下さい。

【助成額】購入費の1/2（1万円を上限）

※100円未満切り捨て

⚠注意事項

- ※はんこのケース代は、対象外となります。
- ※購入前に事前申請が必要です。
- ※助成は、年度内1回のみです。

産業振興課から ☎ 055 (240) 4157

「農地の電気柵等」購入費の一部を助成します

【対象】町内で農地を耕作する方が新規で設置する、鳥獣防除目的の電気柵等の購入費

【助成額】資材購入費の1/2(3万円を上限)

【必要書類】購入予定資材の見積書、柵設置予定の農地の場所がわかる地図、現地写真

⚠注意事項

- ※購入前に事前申請が必要です。
- ※助成は、1世帯につき年度内1回のみです。



いきいき健康課から ☎ 055-224-9010

町内巡回シャトルバスをご利用下さい

峡南医療センターでは、市川三郷病院発着の町内巡回シャトルバスを運行しております。令和5年2月1日から巡回エリアを拡大して運行しておりますので、通院に便利なシャトルバスをぜひご利用下さい。

⚠乗車に際しての注意事項

- ▶本シャトルバスは市川三郷病院、富士川病院へ通院の方であればどなたでも無料で乗車できます。
- ▶バス停看板はありません。病院バス（オレンジ色）が近づきましたら手を挙げて乗車の意思表示して下さい。
- ▶指定乗降場所（6カ所）以外での乗降はできません。

町内巡回シャトルバス時刻表

市川三郷病院発	8:00	10:30	13:00
↓	↓	↓	↓
ウエルシア前	8:03	10:33	13:03
↓	↓	↓	↓
中央通り入口	8:06	10:36	13:06
↓	↓	↓	↓
清水屋前	8:09	10:39	13:09
↓	↓	↓	↓
富士見公民館	8:14	10:44	13:14
↓	↓	↓	↓
マルト前	8:21	10:51	13:21
↓	↓	↓	↓
市川三郷病院着	8:25	10:55	13:25

オレンジ色のバスが来たら、手をあげてね!



若者定住促進住宅補助金

— 新たに住宅を取得する方 —

補助対象	助成額
・いずれかが40歳以下の夫婦 ・世帯主が40歳以下、18歳以下の子供と同居しているひとり親家庭で市川三郷町内に住宅を取得した方	50万円

結婚新生活支援事業

— 新生活で賃貸住宅へ住む方 —

補助対象（すべてに該当する方）	助成額
入居する住居が町内	住居費及び引越し代の合計 上限 30万円
婚姻日での年齢が夫婦ともに39歳以下で世帯の所得が500万円未満	
令和6年1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦	

政策推進課から ☎ 055 (272) 1103
若者世帯対象補助金制度を「活用下さい」
町では、市川三郷町内に定住を目的として住宅を購入した若者世帯を対象に補助金を交します。

詳細は町ホームページまたは町政策推進課まで



「確認をお願いします」
令和7年度 各課からのお知らせ
今年度受けることのできる町の補助金や制度の情報をお知らせします。
この機会にぜひ確認下さい。

児童扶養手当額が変わります

2024年全国消費者物価指数の実績値（対前年比+2.7%）が公表されました。
その結果、令和7年度の児童扶養手当額は、2.7%の引き上げとなります。また、第1子同様に第2子以降の加算額にも物価スライドを適用し、2.7%の引き上げとなります。
【手当額】
46,960円（全部支給・月額）
昨年度までは45,500円
46,980円〜11,010円（一部支給・月額）
昨年度までは45,490円〜10,740円

子育て支援課から ☎ 055 (224) 9011

現在お使いの受給者証は、健康保健の資格内容と一致していますか？

子育て支援医療費・ひとり親家庭医療費の受給者証をお持ちの皆様へ
健康保険の資格内容や、住所、氏名などの変更があった場合、受給者証の変更の手続きが必要で、記載内容が違っていると、医療機関の窓口で無料にならない場合があります。
役場から手続きの通知はしませんので、変更があった場合は忘れずに手続きをお願いします。

サポカー*同乗体験会を行います

「衝突被害軽減ブレーキ」「踏み間違い急発進抑制装置」を体験してみませんか？
【日時】4月11日(金)午後2時〜3時
【場所】町生涯学習センター 体育館 側駐車場
【その他】参加無料、申し込み不要
【協力】ネットトヨタ甲斐(株)、あいおいニッセイ同和損保(株)山梨支店
▼当日は専任ドライバーが運転します。
*自動ブレーキなどの先進安全技術を活用した一定の運転支援機能を備えたクルマの略称。



防災交通課から ☎ 055 (272) 1175

チャイルドシートの貸し出しをご活用下さい

町では、町内にお住まいの方を対象に、チャイルドシートの貸し出しを実施しています。
【対象】1歳未満児の保護者または、里帰りなどで一時的に1歳未満児と同居する祖父母など
【費用負担】フリーニング代
【貸出期間】満1歳の誕生日になるまで
【注意点】出生前に申請でき、出産予定日から貸し出しができません。申請時には、母子健康手帳をお持ち下さい。

